

重度身体障害者訪問入浴サービス事業者の認定申請に必要な添付書類一覧(申請書・別紙、別表7以外で提出の必要な書類)

	添 付 書 類	説 明
①	申請者(法人)の定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等	○地域生活支援事業を実施する旨の記載のある定款・寄附行為の写し(原本証明をしてください。) ○地域生活支援事業を実施する旨の記載のある登記簿謄本(3か月以内の原本:写し不可) ※具体的な記載については、「定款・寄附行為等への事業名の記載について」を参照してください。 ※公益法人等で定款の変更許可等に時間がかかる場合で、手続きが終了していないときは、現在の定款及び登記簿謄本に加えて、当該事業を行う旨の理事会等の議事録等を添付してください。ただし、手続き終了後速やかに変更後の登記簿の届出を行ってください。
②	組織体制図 (参考様式1、記入例1)	○兼務の状況等が把握できる組織体制図(登録含む従業者全員の氏名を反映。記載しきれない場合は従業者一覧等添付)
③	運営規程	○次の内容について、具体的かつわかりやすく定めてください。(参考例参照) 1. 事業の目的及び運営の方針 2. 従業者の職種、員数及び職務内容 3. 営業日及び営業時間 4. 重度身体障害者訪問入浴サービス事業の内容 5. 利用者から受領する費用の額 6. 通常の事業の実施地域 7. サービスの利用にあたっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 苦情解決 10. その他運営に関する重要事項 ※営業日及び営業時間については、年間の休日も含めて定めてください。 ※その他の費用の額については、料金表を添付するなど、具体的に定めてください。
④	認定に係る誓約書 (参考様式3)	○認定に関して欠格要件を定めていますので、誓約書の申告により、欠格要件に該当しないものとみなします。 ※虚偽申告が判明した場合は、認定取消し等の対象となります。
⑤	指定訪問入浴介護事業の指定通知書の写し	○介護保険法に基づく指定訪問入浴介護事業の指定通知書の写し ※訪問入浴介護事業の指定申請と同時並行で重度身体障害者訪問入浴サービス事業の認定申請を行う場合は添付不要です。

※1 市外事業所については、当該市町村の認定・登録・委託又は既指定を証する書類を添付してください。

※2 その他必要に応じて書類の追加提出を求める場合があります。

※3 書類は特段の定めがない限り、原則として日本工業規格A4型とします。